

い一万四千四百六十の配分が、ありまし  
た。各農家へは転作等目標面積、保有米、  
基準単収などを勘案して配分します。

## 公平確保と作況調整

転作等目標面積（他用途利用米含む）  
を達成しなかった場合、次のとおり取り  
扱われますからご注意ください。

- ① 転作未達成分の面積が翌年度の転作等  
目標面積に加算されます
- ② 集落単位で未達成となった場合は、集  
落内の全員へ水田営農確立助成等の加  
算金が交付されません
- ③ 自主流通米の仮渡し金に含まれている  
奨励金の返還対象になります
- ④ 他用途利用米を契約数量どおり出荷し  
ない場合は、違約金が請求されます。

ただし、著しく作況が悪いときは減額  
改定による調整があります

国大館市農業総合指導センター

☎42-3336

農林課（内線294・343）

## 新しい農業経営を 生み出すときです

「農業だけで食べていくのはしよせん  
無理」「国内外の情勢が厳しくて、先行  
きが不安」——将来に対するマイナス面  
の声が多く聞かれる一方で、一定の収入  
が得られ、休みもきちんと取れる「魅力  
ある農業」を目指そうという動きも目立  
ちはじめている農業。しかし、ウルグア  
イ・ラウンド農業合意からWTO（世界  
貿易機関）協定承認へと、今や米をはじ  
めとした農産物の輸入自由化の波が押し

寄せてきています。

六年十二月には、食糧管理法に代わる  
「主要食糧の需給及び価格の安定に関す  
る法律」（新食糧法）が成立しました。今  
年十一月からの施行に伴って、米の流通  
や管理は、国の全量管理・直接統制とい  
う従来のスタイルから、部分管理・間接  
統制へと変わります。つまり一口でい  
うと、転作などの生産調整は国からの強制  
ではなく、自主流通米の生産者価格安定  
などを目指した生産者と生産者団体の自  
主的な取り組みへと変わるわけです。

めまぐるしく、  
激しく変化する農  
業情勢のもと、今  
後の農業はこれま  
で以上に強靱な足  
腰が求められてい  
るといえます。

さてそれでは、  
足腰の強い農業と  
はいったいどうい  
うものなのでしょう  
う。それは「経営  
感覚に優れ、効率  
的で、安定性のあ  
る農業」だといわ  
れています。ここ  
ろが、現在の農業  
経営の大半を占め  
ている家族経営方式では、▽家計と経営  
が分かれてなく、いわゆる「どんぶり勘  
定」になっている。▽家族内の労働関係  
があいまいで、しかも給与や休日の定め  
がない。▽相続の際の財産の分割問題な  
ど、経営の継続性の点で不安がある。と



7年度の方針を決めた水田営農活性化対策推進協議会

いった問題が浮かび上がってきます。

そこで国は、こうした問題を解決する  
ための方策として、農業経営の法人化を  
勧めたり、効率的で安定的な農業経営を  
目指す農業者を支援する「農業経営改善  
計画の認定制度」（認定農業者制度）を  
設けたりして、農業経営改善のバック  
アップを進めています。

## 経営を法人化すると

▽経営が明確になり、経営管理能力が向  
上する。また資金調達力なども強まる

▽相続の場合  
でも法人と  
しての農業  
経営に影響  
がない。つ  
まり経営が  
安定する

▽家族の間で  
も給与など  
が明確にな  
る。また、  
社会保険な  
ども適用で  
き、福祉が  
向上する  
などのメリッ  
トが表れてき  
ます。

ただしここで注意したいのは、法人化  
は簡単ではないということ。また、  
一定の規模がないと、法人化してもメ  
リットがない場合があります。

自分の所が法人化した方が良いのかど  
うかを、よく検討しなければなりません。

## 「存じ」ですか認定農業者制度

これは平成五年八月に施行された「農  
業経営基盤強化促進法」に基づいたもの  
で、自分の農業経営を改善しようとする  
人が経営改善の計画書を作成し、市の認  
定を受ければ、農用地のあっせんや税制  
上の特例措置、農林漁業金融公庫などに  
よる融資、目標達成へ向けたノウハウの  
蓄積など、計画に応じた数々の支援措置  
が受けられるというものです。

認定農業者制度は、あくまでも農業経  
営者の募集制度で、行政が一方的に特定  
の人を選びだして恩恵を与えるものでは  
ありません。農業に本気で取り組もうと  
いう人が、自分で農業経営を考え、計画  
書を作成・申請し、市に認定を受けるの  
です。やる気が合って将来の経営展開が  
しっかりしている農家であれば、規模や  
経営方針などは問題ではありません。

法人化する、認定農業者になる、また  
は法人として認定農業者制度の適用を受  
けるなど、創意と工夫次第で、やりたかっ  
た農業やまったく新しい農業経営ができ  
るようになります。

二十一世紀に向け、労働時間や所得の  
面で農業以外の産業と遜色のない新しい  
農業スタイル、今までになかった足腰の  
強い農業経営を生み出し、厳しい情勢下  
でも生き残れる農業にしていくなかだと  
いえるかもしれません。

■法人化や認定農業者制度についての詳  
細は、農林課（内線294・343）か  
農業委員会（内線344）へお問い合  
わせください